

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業 通所型短期集中予防サービス（C型）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 社会医療法人寿人会が設置する短期集中リハビリ木村（以下「事業所」という。）において実施する『鯖江市介護予防・日常生活支援総合事業』における第1号通所事業通所型短期集中予防サービス（C型）（以下、通所型サービスC）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 当事業所は、介護や生活支援を必要とする者（事業対象者及び要支援1, 2の方）が生活の継続に必要な支援、並びに、生きがいを持って参加できる活動支援など、介護保険法第115条の45第1項の規定に基づいて実施される鯖江市介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨に従って、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

2 当事業所は、利用者が住み慣れた地域で暮らしやすい社会を目指す地域包括ケアシステム構築に向けたサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 通所型サービスCの提供に当たって、要支援状態等の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活に支障のある生活行為を改善するため、利用者の個別性に応じて、3ヶ月程度の短期間で、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上の包括的プログラムを計画的に実施する。又、サービス提供開始から12回（概ね3ヶ月）を経過した段階で、評価検討し最大24回までサービス継続を可能とする（要件有）。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

4 生活上の身体機能及び活動性の向上を目指し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 通所型サービスCの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じる。

7 前項のほか、関係法令（鯖江市条例等）の定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業の再委託禁止）

第4条 通所型サービスCの提供に当たっては、事業所の職員によってのみ行うものとし、

第三者への委託は行わない。

(事業所の名称等)

第5条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 名称 | 短期集中リハビリ木村 |
| (2) 開設年月日 | 平成30年9月1日 |
| (3) 所在地 | 鯖江市旭町4丁目4番9号 |
| (4) 電話番号 | 0778-51-0478 |
| (5) FAX番号 | 0778-51-0624 |
| (6) 管理者名 | 宮永 健 |

(職員の職種、員数の内容)

第6条 事業所における職員の職種、員数の内容は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 管理者 | 1人(専従) |
| (2) 指導者 | 1人以上(専従:常勤換算方式1.0以上)
※但し、運動器指導者・口腔指導者・栄養指導者を合計した数とする。 |
| (3) アセスメント、プログラム
作成及び評価者 | 1人 |
| (4) その他 | 適当数 |

(職員の職務内容)

第7条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、職員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、管理者が兼務できる事業所の範囲について、その責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えないものとする。
- (2) 各指導者は、日常生活に支障のある生活行為を改善するための訓練指導、助言等を行う。
- (3) アセスメント、プログラム作成及び評価者は、鯖江市条例(鯖江市介護予防ケアマネジメントマニュアル)に定められた期日を厳守し、報告書作成等の職務に従事する。なお、職務遂行に支障がない場合は、前項の指導者職務に従事することができる。
- (4) その他職員は、事業所の職務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 毎週火～金曜日を営業日とする。
但し、国民の祝日、国民の休日、及び、年末年始(12/29～1/3まで)を除く。

- (2) 営業日の8時30分から17時30分までをサービス営業時間とする。
- (3) 営業日の10時から17時までをサービス提供時間とする。

(通所型サービスCの利用定員)

第9条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

- (1) 1単位につき2名以下(1単位2時間以内)とする。
- (2) 1日2単位以下とする。
- (3) 1日4名以下とする。

(通所型サービスCの内容)

第10条 通所型サービスCの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるプログラムを複合的に実施するものとする。

- (1) 運動器の機能向上
- (2) 栄養改善
- (3) 口腔機能の向上
- (4) 閉じこもりの予防及び支援
- (5) うつの予防及び支援
- (6) ADL及びIADLの改善
- (7) 送迎
- (8) その他、管理者が通所型サービスC提供に必要と認めたもの

(利用料等)

第11条 通所型サービスCを提供した場合の利用料の額は、『鯖江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費』の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 通所型サービスCにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 通所型サービスCの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容、及び金額に関し事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(利用同意書)を受けるとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、鯖江市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 13 条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 利用者は通所型サービスCの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 飲酒・喫煙は、原則、禁止とする。
- (3) 火気の取扱いは、原則、禁止とする。
- (4) 当事業所備え付けの設備及び備品は、本来の用法に従ってご利用いただく。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償していただく場合があることを了解いただく。
- (5) 所持品・備品等の持ち込みは、関係法令順法処理とし、事前に申し出ていただく。
- (6) 金銭・貴重品の管理は、原則、利用者自身にて行っていただく。
- (7) 宗教活動や政治活動は、ご遠慮いただく。
- (8) ペットの持ち込み、及び飼育はお断りする。
- (9) 利用者の営利行為は、禁止とする。
- (10) 他利用者への迷惑行為は、禁止とする。
- (11) その他、当事業利用に当たって支障があると思われる内容については、ご遠慮いただく。

(緊急時における対応方法)

第 14 条 通所型サービスCの提供に際し、ご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の主治医に連絡する等、必要な措置を講じる。

(非常災害対策・業務継続計画の策定等)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、法人職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、法人職員を充てる。
- (3) 消防設備点検は、保守業者（または消防設備点検資格者等）に依頼する。
点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 消防設備等は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ・利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ・非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
 - ・その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

- 2 国民保護計画、福井県地域防災計画に基づく、非常災害対策に努める。
 - (1) 社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について(厚生労働省通知)に基づく、水害・土砂災害対策を行う。
 - (2) 社会福祉施設等における原子力災害時避難計画に基づく対策を行う。
 - (3) その他、関係省庁及び関係法令に基づく非常災害対策に努める。

第 16 条 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じる。

- (1) 業務継続計画を策定する。
- (2) 業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町、地域包括支援センター、当該利用者家族、当該利用者に係るケアマネジャー等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(身体の拘束等)

第 18 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

- 2 当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

(苦情処理)

第 19 条 事業者は、提供したサービスに関する、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付ける窓口を設置する。

- 2 事業者は、提供したサービスに関し、法第 23 条の規定による市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を得た場合は、当該指導又は助言に従い、必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、市町からの求めがあった場合には前項の改善の内容を市町に報告する。
- 4 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国保健康保険団体連合会が行う法 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国保連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に

従って必要な改善を行うものとする。

- 5 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。

(虐待防止等に関する事項)

第20条 事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止に関する事項は、別に定める社会医療法人寿人会の規程による。

- 2 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずる。
 - (1) 虐待等の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底する。
 - (2) 虐待等を防止するための職員に対する研修を実施する。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 当事業所は、利用者の個人情報について『個人情報の保護に関する法律』及び厚生労働省が策定した『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン』を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 当事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はご家族様等の了解を得るものとする。
- 3 職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(記録)

第22条 当事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。また、諸記録毎に、鯖江市条例、並びに関係法令に定められた期間を満たすよう適切に保管する。

(衛生管理等)

第23条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ健康福祉センターの助言、指導を求めるものとする。

(職員の服務規律)

第24条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を

維持し、常に次の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を保つよう努める。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。
- 2 介護保険関係法令及び諸規則等に、特に定めのない事項については、別に定める社会医療法人寿人会の就業規則による。

(職員の質の確保・勤務体制の確保)

第 25 条 事業所は職員の質的向上を図るために行う職員研修は、次のとおりとする。

- (1) 採用時研修 (社会医療法人寿人会新人研修) 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続者研修 年 2 回

第 26 条 事業所のハラスメントに関する事項は、別に定める社会医療法人寿人会ハラスメント防止規程による。

- 2 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(職員の勤務条件)

第 27 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人寿人会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 28 条 職員は、この事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第 29 条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 ヶ月までに、次に掲げる事項を鯖江市へ届け出る。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービス C を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(その他運営に関する留意事項)

第 30 条 この運営規程は、事業所内に掲示もしくは閲覧可能なファイルとして備え付ける。また、重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表を行う。

(介護サービス事業者経営情報)

第 31 条 当事業所は 1 年に 1 度、介護サービス事業者経営情報を都道府県知事への提出を

行う。

第 32 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人寿人会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日に一部改正する。

（社会医療法人認定に伴い変更する。）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に一部改正する。

（介護保険法改正に伴い変更する。）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日に一部改正する。

（介護保険法改正に伴い変更する。）